

令和6年度事業計画の実施について

将来の安定性を確保するための礎を築きます！

～築いてきた礎を次世代に継承する仕組みを整えます～

第1 はじめに

弁理士は、平成14年に知的財産基本法が公布された後、平成26年の弁理士法改正を経ることにより、常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならないという職責を全うすること（弁理士法第3条）に加えて、知的財産に係る制度の適正な運用に寄与し、経済及び産業の発展に資することを使命とすることになり（同法第1条）、さらにこの改正に伴い、弁理士の指導、連絡及び監督に関する事務等を行うことを目的とする日本弁理士会の役割も拡大しています（同法第56条）。

一方、日本経済は、バブル崩壊以降の長期にわたり、ほとんど成長できていない状況が続いています。このような中、日本経済は、2020年当初から新型コロナウィルス感染症のパンデミックにさらされ、さらに2022年は32年ぶりとなる急激な円安等による物価の上昇が重なることにより、長きにわたる低迷が続いています。我が国の知的財産に目を向けると、商標登録出願の件数については増減を繰り返しているものの、特許出願、実用新案登録出願及び意匠登録出願については、中長期にわたって件数の減少に歯止めがかかるない状態が続いています。

昨年度は、「特許庁等の関連団体との連携」、「知財創造教育の強化」等をはじめとした既存施策の5項目、「情報収集・分析」、「事業の棚卸し」等をはじめとした新規施策の5項目を重点施策として種々の活動を進めて参りました。この活動を踏まえつつ、本年度はその活動を引き継いで、以下の10項目の重点事項を中心とした施策を実行していきたいと考えております。

第2 重点施策

（1）「知財経営支援ネットワーク」の構築強化

令和5年3月に、特許庁、INPIT、日本商工会議所及び日本弁理士会の4者により、「知財経営支援ネットワーク」の構築に向けた共同宣言を行っておりました。昨年度はこの共同宣言を契機として、特許庁及び各地域の経済産業局、各地の商工会議所、INPIT、及び日本弁理士会各地域会の各組織間の情報交換を密にすることに注力いたしてまいりました。本年度は、構築され

たネットワークを活用し、各地域の中小企業、ベンチャー・スタートアップ企業への知財支援を各地域の実情に合って形ですすめていく所存です。

(2) 生成AI時代における弁理士の業務を模索

生成AI時代における新たな環境への弁理士業務の適応が急務であることに鑑み、引き続き情報収集を行うとともに、AIに関する種々の研修を開催します。また、生成AIの利用にはリスクがあることに鑑み、利用に係る指針の策定に向けて準備を進めます。

(3) 弁理士の活躍が期待されている業務への対応

標準化戦略人材や企画開発・交渉人材として、弁理士の活躍が期待されていることから、引き続き関係省庁との意見交換を行うなどして、弁理士が活躍するための具体策を提案します。

(4) 農林水産分野における取組を強化

農林水産分野における取組を強化するため、引き続き関係省庁との意見交換を行うなどして、弁理士が活躍するための具体策を提案します。

(5) 知的財産の国際的な保護・活用の促進

弁理士の強みの一つとして、海外進出支援など、グローバルなビジネスサポートができることが挙げられます。この弁理士の強みをより強化すべく、国際関係活動の拡充を進めます。

(6) 知財関連情報収集とその分析

令和5年度に収集した情報の整理、蓄積、活用方法等の具体策を提案します。

(7) 2025大阪・関西万博の共創パートナーとしての取り組み

2025大阪・関西万博の共創パートナーとして、その開催に向けて、関係官庁、関連団体等の外部団体との連携及び協力を強化します。

また、外部に対して、日本弁理士会の万博支援に関する周知活動を引き続き行います。

(8) DE & I の取り組み

「ダイバーシティ：多様性」、及び「インクルージョン：包摂性」に、「エクイティ：公平／公正性」といった考えを更に加え、「DE & I」を推し進め

る活動を行います。

(9) 「キッザニア」の取り組み

令和6年3月のキッザニア東京において、弁理士ウイークを実施いたしました。本年度は、キッザニア福岡、キッザニア甲子園での弁理士ウイークの実施を実現していきたいと考えております。また、キッザニアの通年（バーチャル又はリアル出展）実現に向けた検討を進めます。

※ 「KidZania」は、「キッザニア エス.ア.ヘ.イ.テ.セ.ウ.エ」の登録商標

(10) その他

弁理士法人への弁理士以外の者からの出資禁止規定の検討など、弁理士法をはじめとする弁理士関連諸規定等の整備を検討していきたいと思います。

また、特許出願非公開制度の会員周知、研修を引き続き行います。

第3 具体的施策

1. 「知財業務の活性化」のための施策

1-1 業務の増加のための施策

(1) 商工会議所、金融機関、ベンチャーキャピタル（VC）等を通じた中小企業、スタートアップ等との関係の再構築

コロナ禍等の諸事情により休止している各種団体等との関係を再構築します。令和5年3月24日、特許庁、INPIT及び商工会議所との4者により、「知財経営支援ネットワーク」の構築に向けた共同宣言が行われました。このネットワークを通じて、業務の増加を目指します。また、商工会議所、金融機関、ベンチャーキャピタル（VC）等は、中小企業、スタートアップ等との関わりが深いため、新たな弁理士の需要が生じる可能性が高く、そのような需要が生じた場合には、地域会の意見を聞きつつ、適切な弁理士の紹介を行います。

[実施機関] 各地域会、知的財産経営センター、知的財産支援センター

令和6年度

上記施策を継続して行うとともに、以下の事業を推進していきます。

- ・特許庁「つながる特許庁」へ協力します（令和6年度から開催地域が6箇所から9箇所に拡大）。

- ・特許庁「金融機関向け知財金融事業」へ協力します（特許庁では、令和6年に2期10年の蓄積を踏まえ、見直しを行う予定）。
- ・特許庁「VCへの知財専門家派遣プログラム」へ協力します。
- ・特許庁「知財経営支援モデル地域創出事業※」へ協力します。

※地域の中小企業・スタートアップに対し、権利化のみならず、課題解決策の検討から事業創出、製品プロモーションまで一気通貫で支援する試み。4者がプロデューサーとして混成チームを組成し、その地域の自治体、金融機関等も巻き込みながら、個別企業に寄り添った支援を行う。同時に、企業支援のOJTの中で、4者のそれぞれにおいて、知財と経営の両面から支援ができるT字型の知財経営支援人材の育成も図る。

- ・支援体制を強化すべく、「知財経営支援ネットワーク」に中小企業庁が加わり、ネットワークが拡充されました（知財経営センター）。
- ・知財経営支援ネットワークによる連携事業の一つとして、特許庁が今年度からはじめた「知財経営支援モデル地域創出事業」による青森県、石川県、神戸市の支援において、当会も支援機関の一つとして事業の運営に協力するとともに、企業支援における弁理士派遣等を行いました（知財経営センター）。
- ・特許庁事業「つながる特許庁」（全国9か所）に共催団体として協力するとともに、第2部の交流会を当会主催で行い、つながる特許庁に参加した企業、支援機関等と弁理士との関係構築の機会を設けました（知財経営センター）。
- ・スタートアップからの弁理士と知り合う機会がないという声を受け、スタートアップと弁理士とのマッチングを行うイベントを東京で10月に開催しました（知財経営センター）。
- ・INPITが実施している「知財マネジメント人材育成セミナー」の講師を担える人材をワークショップ形式の研修で育成するとともに、今年度全国11か所（オンライン開催含む）で開催された同セミナーに講師を派遣しました（知財経営センター）。
- ・商工会議所、商工会等の企業支援機関職員等に知財及び弁理士活用の意識を持ってもらうことを目的として、事例を利用したワークショップ形式のセミナーを石川県で開催しました（知財経営センター）。
- ・例年行っている特許出願等援助制度に加えて、関係機関へのアナウンス協力をお願いしつつ、令和6年度能登半島地震に関する特許出願等復興支援制度を開始しました（知的財産支援センター）。
- ・北洋銀行ものづくりサステナフェアへの相談員派遣（3名）、知財経営支援モデル地域創出事業においてプロデューサーチームへの弁理士派遣（1名）を行いました（（5者連携の道経産局主催事業）（北海道会））。

(2) 知財関連情報収集とその分析

弁理士の業務に関する内外の情報を日本弁理士会として収集し、分析する仕組みをつくることにより、コア業務及び周辺業務について、中長期にわたる弁理士業務の増加策を検討し、必要に応じて執行役員会の審議を経て実行します。このような仕組みづくりにより、毎年メンバーが変動する執行役員会に蓄積される情報資産とその分析に関する一貫性を担保しつつ、会務活動のスムーズな承継を継続して実現することを目指します。

〔実施機関〕 執行役員会、会長室、国際活動センター

令和6年度

令和5年度に収集した情報の整理、蓄積、活用方法等の具体策を提案します。役員会において、令和5年度に「次年度会務検討委員会運用ガイドライン」に規定した引継ぎに関する指針に基づいて、次年度会務検討委員会に引継ぎを行います。

- ・「次年度会務検討委員会運用ガイドライン」に規定した引継ぎに関する指針に基づいて、次年度会務検討委員会に引継ぎを行いました（執行役員会、次年度会務検討委員会）。
- ・引継ぎ書を作成し、次年度の執行役員会に引継ぎを行いました（執行役員会）。
- ・海外派遣等の事業で交流した諸団体のメンバーのリスト化及び入手した名刺のリストをアップデートしました。また、執行役員及びセンター員の変動に関わらず諸外国の団体との連絡手段が途絶えないよう、事務局を介して連絡をとるような体制をとりました（国際活動センター）。
- ・A I 関連を利用したソフトウェアによる出願業務等の支援に関する情報収集を行いました（国際活動センター）。

(3) SDGs の拡がり、2025 年大阪・関西万博の開催を契機とした知財支援・広報の推進

SDGs の拡がりを契機とした知財広報を推進します。例えば、商用データベースを利用すること等により SDGs 推進と知財活用がともに進んでいる企業をリストアップした上で、ヒアリングを行って、「日本弁理士会版グッドプラクティス事例集」（参考：経済産業省「日本企業による適応グッドプラクティス事例集」¹⁾ として公表すること等の検討をいたします。

¹⁾

https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/adaptation_goodp

また、日本弁理士会が共創パートナーになっている大阪・関西万博の開催を契機として、博覧会出品に先立つ特許出願、意匠登録出願等による権利取得の重要性をアピールする広報を行い、またセミナーを開催する準備をします。

[実施機関] 広報センター、2025 大阪・関西万博対応委員会、知的財産支援センター、知的財産経営センター、各地域会

令和6年度

上記施策を継続して行うとともに、「知財経営支援ネットワーク」で発表予定の事例集に協力します。また、2025 大阪・関西万博の共創パートナーとして、その開催に向けて、関係官庁、関連団体等の外部団体との連携及び協力を強化します。

- ・特許庁と連携しながら、日本弁理士会が行う万博イベントの企画を練っていき、特設 HP を開設しました (2025 大阪・関西万博対応委員会)。
- ・各種新聞での万博イベントの告知や関係機関への広報活動を行いました (2025 大阪・関西万博対応委員会)。
- ・臨時総会において、次年度の万博事業をスムーズに行うための特例支出に関する議案を上程し、次年度に予定している万博事業の全容を説明しました (執行役員会)。
- ・文科省の SSH やアントレプレナーシップの担当部署とパイプを作り、予定している万博事業も含め、文科省とのさらなる関係構築を試みました (執行役員会)。
- ・北海道会のホームページにおいて「大阪・関西万博に関連したコンテストの参加者募集のお知らせ」のアナウンスを行いました (北海道会)。
- ・東北会のホームページにおいて「EXP2025 大阪・関西万博 弁理士会出展にご協力いただける企業を募集しています！」のアナウンスを行いました。 (東北会)

(4) 弁理士紹介制度のさらなる拡充

弁理士紹介制度は、先行して東海会が運用し、関東会及び関西会に拡充されています。各地域会の意見を聞きつつ、他の地域会への弁理士紹介制度の拡充と、弁理士紹介制度のあり方について横断的に検討する組織の構築を含め、弁理士紹介制度のさらなる拡充を進めます。

[実施機関] 弁理士紹介制度検討WG、知的財産経営センター、各地域会

令和6年度

3地域会で運用している弁理士紹介制度について、課題等を収集して情報共有し、弁理士紹介制度を改善・拡充していきます。令和6年度は、九州会、東北会において、弁理士紹介制度を開始する予定です。

- ・先行して本制度を実施している東海会、関西会及び関東会を除いた6地域会で本制度を立ち上げるために、6地域会会長にウェブによる意見交換会に参加してもらい、各地域会の現状確認と、本制度の概要について先行している3地域会の情報を共有しました。
- ・九州会は、令和6年7月1日に本制度を開始しました（九州会）。
- ・東北会は、令和7年1月1日に本制度を開始しました（東北会）。
- ・中国会は、令和7年4月に本制度を開始する予定です（中国会）。
- ・令和6年度の弁理士紹介件数は、東海会が8件、関西会が23件、関東会が94件、九州会が3件、東北会が1件でした（東海会、関西会、関東会、九州会、東北会）。

（5）中小企業・スタートアップへの啓発

中小企業・スタートアップに対して直接の働きかけをおこなうことを検討します。具体的には、中小企業・スタートアップにとっても身近な商標制度の広報を切り口として、中小企業等が知財に関する関心を持ち、自らの企業の発展に知財を活用できるきっかけづくりを行うことから始めます。また、中小企業への周知活動として、商工会議所や金融機関が発行している定期発送物にチラシを同封していただくこと等を検討します。さらに、会員に対しては、中小企業の顧問として活躍するために必要となる能力を身につけるための研鑽の場を提供することを検討します。

[実施機関] 知的財産経営センター、各地域会

令和6年度

知財経営センター、各地域会が中心となり、中小企業・スタートアップに対して、セミナー、支援を行います。中小企業への周知活動として、商工会議所や金融機関からの発送物に、弁理士知財キャラバン等のチラシを含めていただくよう働きかけます。会員に対して、中小企業の顧問として活躍するために必要となる能力を身につけるための研鑽の場を提供します。

- ・中小企業・スタートアップにおける知財活用の普及啓発を目的として、熊本（10月）、愛知（11／20）、東京（12月）の3地域でセミナーを開催しました（知財経営センター）。
- ・中小企業・スタートアップにおけるブランド・デザイン活用の普及啓発を目的として、福井（9月）でセミナーを開催しました。また、同様のセミナーを埼玉（2月）、北海道（3月）にて開催しました（知財経営センター）。
- ・地域における知財経営の促進を目的として、全国5か所の商工会議所の会員に対して弁理士知財キャラバンのパンフレットを発送しました（知財経営センター）。
- ・知財の基礎を学んだ者の次のステップとして、知財活用の実践の仕方を教えるセミナー「JPAA知財活用講座」を2クール（1クール3回）開催しました（知財経営センター）。
- ・起業に興味がある大学関係者（教職員や学生等）を対象に起業するにあたって、知財の重要性を教育する、「大学発スタートアップ知財教育事業」を計5回開催しました（知的財産支援センター）。
- ・北海道庁との協力事業の「知財マネジメント普及モデル事業」において、企業への弁理士派遣を行いました（北海道会）。
- ・北海道知財戦略本部の幹事として弁理士を派遣するとともに、施策説明会に参加して中小企業向けの知財支援のアナウンスを行いました（北海道会）。
- ・本会の経営センターの協力の下、「つながる特許庁 in 札幌」交流会を開催し、中小企業・スタートアップ企業及び支援事業者を対象に、北海道会の紹介及び交流会を開催しました（北海道会）。
- ・本会の経営センターの協力の下、「つながる特許庁 in 盛岡」交流会を開催し、中小企業・スタートアップ企業及び支援事業者を対象に、東北会の紹介及び交流会を開催しました（東北会）。

1-2 知財創造教育の強化による中長期的な業務増加

（1）大学における知財創造教育の強化

関東会（知的財産支援センターの支援対象を含む。）での実績（東京農工大学、埼玉大学、宇都宮大学、女子美術大学、千葉工業大学）に基づき、大学寄附講義への弁理士派遣事業の全国展開を強化します。

[実施機関] 知的財産支援センター、各地域会

令和6年度

令和5年度に実施他アンケート結果に基づき、大学寄附講義を希望する大学へ講師を派遣します。

- ・立命館大学大学院（1年目）、鳥取大学（3年目）、京都先端科学大学（2年目）、東京家政学院大学（1年目）等への支援を行いました（知的財産支援センター）。
- ・北海道大学の「特許と文書作成法」に係る非常勤講師（2名）、室蘭工業大の知財講義「知的財産所有権論」に係る非常勤講師（1名）を派遣しました（北海道会）。
- ・同志社大学の寄附講座に係る講師（1名）、京都女子大学の寄附講座に係る講師（1名）、京都女子大学のリカレント講座に係る講師（1名）を派遣しました。（D E & I 推進委員会）

（2）小中学校における知財創造教育

現在の学習指導要領には「知財創造教育」が盛り込まれていますが、教員は多忙であるため、手がまわらないとの声を聞きます。そこで、教員を対象とした知財創造教育の支援活動を充実することができる体制の構築を検討します。また、教員を対象とした知財創造教育の支援活動の際には、発明の理解を助けるための理数系科目の補講²、ものづくりの現場見学、企業のグローバル化に向けた取組みといった知財関連情報の取得支援を視野に入れたと考えています。

〔実施機関〕 執行役員会、知的財産支援センター、各地域会

令和6年度

引き続き、支援センター、各地域会を中心に、知財授業を実施します。教員を対象とした知財創造教育の支援活動を充実させるための施策を検討します。

- ・「知財の引き出し」等のコンテンツの改訂をし、周知活動を行いました（知的財産支援センター）。
- ・小中学校への訪問の際に、教員の状況をさらに把握すべく、現場のニーズ調査も行いました（知的財産支援センター）。
- ・徳島県の小学校校長会に「知財創造教育」について説明に伺いました（四国会）。

² 神戸大学経済経営研究所に所属する西村和雄・特命教授の研究成果「理数科目授業時間数の削減と日本の特許出願数の減少」（2022年6月23日・Springer Nature社「Humanities & Social Sciences Communications」）

- ・例年通り、小中高生に対する知的財産教育として特別事業を行いました（関西会）。
- ・例年実施している知的財産特別授業を、今年度は関東1都7県で17件（中学生向け1件、高校生向け16件）実施しました（関東会）。
- ・例年実施している発明工作事業を、今年度は関東1都7県で20件（小学生向け19件、中学生向け1件）実施しました（関東会）。
- ・サイエンスパーク体験教室「きみは偉大な発明家！水の重さで、きみだけの電球ライトを作ろう！！」へ講師を派遣しました（北海道会）。

（3）パテントコンテスト・デザインパテントコンテストの強化

高校生、高専生、大学生等を対象としたパテントコンテスト・デザインパテントコンテストの強化を図ることで、知財創造教育を我々弁理士の未来の業務につなげていきます。

〔実施機関〕 知的財産支援センター、各地域会

令和6年度

上記施策を継続して行います。国立高専機構が開催しているコンテスト（ロボコンを含む）の中で優秀な作品の中から、支援センターで発明を抽出（発掘）して特許出願支援を行う事業をスタートします。

- ・プレジデントオンライン掲載タイアップ記事、東洋経済オンライン掲載タイアップ記事、ダイヤモンド・オンライン掲載タイアップ記事、News Picks掲載タイアップ記事を作成致しました。YAHOOバナーから中小企業・スタートアップ向け知財情報サイトにリンクを行い、上記の記事をまとめて閲覧できるように致しました（広報センター）。
- ・特許庁HPに、「弁理士について」のページが作成されました（執行役員会）。
- ・キッザニアの通年出展実現に向けた検討を行いました（広報センター）。
- ・国立高専機構と締結した協定に基づき、全国の国立高等専門学校にて知財セミナーを行い、講師を派遣しました（知的財産支援センター）。
- ・R5年度コンテストに対して、トライアルとして、国立高専機構からコンテストに入賞した作品のうち2作品を推薦して頂き、1件の特許出願の支援を行いました。本件は2月に特許査定となりました（知的財産支援センター）。

- ・R6年度コンテストに対して、推薦を受けるべく国立高専機構との調整を行い、推薦を受けた中から次年度に出願支援を行う予定です（知的財産支援センター）。
- ・全国22校から計29件のパテントコンテスト・デザインパテントコンテストの事前セミナーの申し込みがあり、全てに対して講師を派遣しました（知的財産支援センター）。
- ・パテントコンテスト（更別高等専門学校）、及びデザインパテントコンテスト（旭川工業高等専門学校）に講師を派遣しました（北海道会）。

1-3 弁理士の認知度向上による中長期的な業務増加のための広報戦略

（1）弁理士の認知度向上のための効果的な広報戦略の模索

知的財産及び弁理士の認知度向上を集中して行うため、各地域会の実情及び時代背景に応じた費用対効果を重視した施策の検討を行います。また、海外からの出願を日本に呼び込むための広報活動も検討します。

[実施機関] 広報センター、各地域会、会長室、国際活動センター、知的財産支援センター

令和6年度

上記施策を継続して行うとともに、以下の事業を推進していきます。

- ・弁理士の職業認知度向上に向けたプロジェクトを実施します。
- ・特許庁、INPIT等のHP、配布物について、「弁理士」を記載してもらうことの働きかけを行います。
- ・キッザニアの通年出展実現に向けた検討を進めます。
- ・バイオジャパン2024への出展を行いました（バイオ・ライフサイエンス委員会、広報センター）。
- ・アグリビジネス創出フェアへの出展を行いました（農林水産知財対応委員会、広報センター）。
- ・TOKYO PACK 2024への出展を行いました（意匠委員会、広報センター）。
- ・コンテンツ東京2024への出展を行いました（著作権委員会、意匠委員会、商標委員会、不正競争防止法委員会、広報センター）。
- ・札幌市営地下鉄に日本弁理士会北海道会のアナウンス及び無料相談実施のステッカー広告を行いました（北海道会）。
- ・プレジデントオンライン掲載タイアップ記事、東洋経済オンライン掲載タイアップ記事、ダイヤモンド・オンライン掲載タイアップ記事、

News Picks掲載タイアップ記事を作成致しました。YAHOOバナーから中小企業・スタートアップ向け知財情報サイトにリンクを行い、上記の記事をまとめて閲覧できるようにしました（広報センター）。

- ・キッザニアの通年出展を実施した場合の検討を行い、現状における課題を整理しました（広報センター）。
- ・昨年度に引き続きそうじゃ吉備路マラソンにおいて、弁理士会PRブースを設置し、知的財産及び弁理士の認知度向上を行いました（中国会）。
- ・INPITが配布している知財総合支援窓口のチラシに「弁理士」が記載されました（知財経営センター、執行役員会）

（2）特許庁その他の関係省庁及び関係団体等との連携

日本弁理士会は「知財」、「特許庁」等の認知度向上活動を行う一方、特許庁等には「弁理士」の認知度向上活動を行っていただけるよう働きかけます。

〔実施機関〕 執行役員会、広報センター、各地域会、知的財産支援センター

令和6年度

「知財経営支援ネットワーク」を活用して、特許庁、INPIT、商工会議所等との連携を深めます。特許庁、INPIT等のHP、配布物について、「弁理士」を記載してもらうことの働きかけを行います。

- ・特許庁との意見交換会を実施しました（商標委員会、バイオ・ライフサイエンス委員会、知財プレゼンス向上委員会）。
- ・経済産業省との意見交換会を実施しました（農林水産知財対応委員会、不正競争防止法委員会、知財プレゼンス向上委員会）。
- ・農林水産省との意見交換会を実施しました（農林水産知財対応委員会）。
- ・公正取引委員会との意見交換会を実施しました（不正競争防止法委員会）。
- ・内閣府知的財産戦略推進事務局との意見交換会を実施しました（著作権委員会、知財プレゼンス向上委員会）。
- ・文部科学省との意見交換会を実施しました（知財プレゼンス向上委員会）。
- ・INPIT知財活用支援センターとの意見交換会を実施しました（知

財プレゼンス向上委員会)。

- ・知財支援総合窓口の配布物における専門家に「弁理士」が記載されました(知財経営センター)。
- ・特許庁、北海道経済産業局主催の「つながる特許庁 in 札幌」へ、パネリスト兼モデレータを派遣しました(北海道会)。
- ・INPIT が配布している知財総合支援窓口のチラシに「弁理士」が記載されました(知財経営センター、執行役員会)

(3) 地域会における広報戦略

地域会において、マスメディアを有効活用し、弁理士の認知度向上を図ります。また、地域会において、商工会議所の会員に対する弁理士の認知度向上を進めます。

[実施機関] 各地域会、広報センター、知的財産経営センター、知的財産支援センター

令和6年度

各地域会で実施した広報活動内容を他の地域会に共有し、更なる認知度向上を進めます。

- ・つながる特許庁 in 高知の際に、高知商工会議所に訪問に行き、弁理士の認知度向上に努めました(四国会)。
- ・つながる特許庁 in 佐賀の際に、佐賀商工会議所に訪問に行き、弁理士の認知度向上に努めました(九州会)。
- ・つながる特許庁 in 宮古島の際に、宮古島商工会議所に訪問に行き、弁理士の認知度向上に努めました(九州会)。
- ・札幌商工会議所 HP への広告掲載を行いました(北海道会)。

(4) 組織内弁理士(企業内弁理士を含む)³の地位向上を通じた弁理士の認知度向上

日本弁理士会や地域会のウェブサイト等において組織内弁理士の役割をアピールする等、組織内弁理士が所属する各組織内における弁理士の認知度

³ 組織内弁理士協会 (<https://inhouse-benrishi.jimdofree.com/>) は、「組織内弁理士とは、大学もしくは会社、企業など公私の団体(弁理士法人および弁護士法人を除く)または官公署において職員もしくは使用人、または取締役、理事その他の役員である弁理士を言います。」と定義しております、本事業計画書もこの定義に基づいています。

を向上させることを通じて、当該組織内外において広く弁理士の認知度を向上させるため、まずは組織内弁理士の声を聞くことから始めます。

[実施機関] 執行役員会、広報センター、知的財産経営センター、知財プレゼンス向上委員会

令和6年度

昨年度実施した組織内弁理士との会合で出た意見に基づいて、組織内外において広く弁理士の認知度を向上させるための具体策を提案します。

- ・弁理士の認知度をさらに向上させるため、弁理士の所属組織と年代の分析を行ったり、大学所属弁理士へのアンケートを実施するなど、組織内弁理士の現状の把握に努めました（知財プレゼンス向上委員会）。

1-4 海外からの出願を日本に呼び込み、また日本から海外への出願を促すための施策

（1）海外からの日本出願を呼び込むための施策の情報収集・分析

弁理士は、海外代理人と直接つながっているため、海外からの日本出願を呼び込むための施策について、日本弁理士会が海外代理人にアンケートを実施し、日本弁理士会として情報を収集・分析した後、必要な施策を実行します。

[実施機関] 国際活動センター、会長室

令和6年度

情報発信したことにより得られた意見に基づいて、海外からの日本出願を呼び込むための具体策を提案します。

- ・米国知的財産権法協会 (AIPLA)、中華商標協会 (CTA)、中華全国専利代理人協会 (ACPAA)、大韓弁理士会 (KPAA)、英國公認特許代理人協会 (CIPA)、国際弁理士連盟 (FICPI)、フランス弁理士会 (CNCPI) 等と、国内外にて会合を持ち、日本の知財情報のアピール及び情報交換を行いました（国際活動センター）。
- ・インバウンド知財推進授業 (Discover IP JAPAN プロジェクト) で、各国知財団体主催のイベントで日本の知財に関するプレゼンテーションを実施しました。シカゴで開催された IP0 年次大会に参加し、ブース出展による日本の知財情報のアピール、及びプレゼンテーションを行いました（国際活動センター）。

(2) 日本市場の魅力を発信する仕組みの構築

日本弁理士会が中心となって、特許庁、裁判所、産業界等とともに、日本市場の魅力を海外に発信する仕組みをかたちづくる礎を築くため、まずは、日本市場の魅力について情報収集することから始めます。

[実施機関] 執行役員会、会長室

令和6年度

令和5年度に収集した情報に基づいて、日本市場の魅力を海外に発信する仕組みの具体策を提案します。

- ・米国知的財産権法協会 (AIPLA)、中華商標協会 (CTA)、中華全国専利代理人協会 (ACPAA)、大韓弁理士会 (KPAA)、英國公認特許代理人協会 (CIPA)、国際弁理士連盟 (FICPI)、フランス弁理士会 (CNCPI) 等と、国内外にて会合を持つ際、AI 等のテーマを決めて、情報交換することとしました (国際活動センター、執行役員会)。

(3) 日本情報の広報

日本弁理士会の英文 HP や YouTube に日本出願のメリット (信頼における JPO 審査のアピールなど) 及び日本市場の魅力を伝える動画を作成してアップします。また、海外の知財団体の他、外国企業、とりわけテック系企業を対象としたオンラインセミナー等、オンラインでの交流を拡充することも目指します。さらに、国際活動センターの「Discover IP Japan プロジェクト」を拡充し、日本の知財の魅力を発信します。

[実施機関] 国際活動センター、広報センター

令和6年度

令和5年度に見直しと修正を行った、日本弁理士会の英文 HP 及び英文パンフレットを海外の知財団体等に引き続き周知する活動を行います。また、令和5年度、「Discover IP Japan プロジェクト」の拡充を図るため、派遣回数を増やしましたので、継続して活動します。

- ・日本弁理士会の英文 HP 及び英文パンフレットの見直しをし、一部修正しました (国際活動センター)。
- ・「Discover IP Japan プロジェクト」の強化を図るため、本年度はシリコンバレー、オーストラリア、ボストン等に派遣を行いました (国際活動センター)。
- ・世界の代理人及び政府の有識者が情報交換を行うグローバル・ネット

ワーク (GNIPA) の議長及びオーガナイズを日本弁理士会が担当することで、日本の知財制度の有用性・利便性をアピールしました (国際活動センター)。

(4) 海外出願の広報

日本からの海外出願を促すべく、「海外における模倣品撲滅には海外出願」等のキャッチフレーズを、日本弁理士会が主催する知財セミナーで積極的に発信したり、チラシを作成して関係団体に配布する「file abroad キャンペーン」を実施することを検討します。このチラシには、例えば、海外出願をしたことにより海外進出を成功させた企業の成功例を記述することも検討します。

[実施機関] 広報センター、貿易円滑化対策委員会、国際活動センター、セミナーを開催する各種機関

令和6年度

令和5年度に見直しと修正を行った、日本弁理士会の英文 HP 及び英文パンフレットを海外の知財団体等に引き続き周知する活動を行います。

・海外派遣事業でプレゼンを行う際に、日本弁理士会の英文パンフレットを配布して、広報活動に努めました (国際活動センター)。

1-5 DXによる業務効率化の拡充

(1) 勉強会の開催・情報提供体制の拡充

少人数の特許事務所や、情報システム部門が不十分な特許事務所であっても、業務効率化を図ることができるための勉強会や、最新の各種 DX ツールに関する情報提供を拡充します。

[実施機関] 経営基盤強化委員会

令和6年度

最新の各種 DX ツールに関する情報収集、提供を行います。

・事務局業務効率化のための具体的な施策を検討する前提として、事務局業務のヒアリング、ワークショップ、及び改善策の検討を、IT 顧問の指導の下に行い、次年度以降の改善実施計画の参考資料としての報告書を作成しました。その報告書においては、弁理士電子フォーラム、弁理士ナビだけではなく、会員情報システムの改修、交通費計算シス

テムの導入などを含めた検討を行いました（情報企画委員会）。

（2）日本弁理士会によるDXの取組

日本弁理士会としてもDXに取り組み、最先端の各種AI技術、ロボット技術、API連携等を導入するなどして（例えば、チャットボットの利活用、スマートアプリによる交通費精算等の各種手続の実現、顔認証入退管理システムの導入）、業務効率化を実現するとともに、弁理士が最先端の技術を取り扱う職業であることをアピールするための広報材料としても活用することを検討します。

〔実施機関〕 情報企画委員会、執行役員会

令和6年度

弁理士電子フォーラム、弁理士ナビの改訂に向けた具体的な提案を行います。業務効率化が必要な業務の洗い出しを行い、短期的に改善できるもの、中長期的に改善できるものの振分を行います。短期的に改善できるものについては、年度内の改善を目指します。中長期的に改善できるものについては、具体策を提案します。

- ・電子フォーラムについては、機能改善に関するアンケートの実施、改善項目の重要度のランク付け、各ランクにおける改修費用の概算見積を行い、前述したIT顧問指導の報告書と合わせて、次年度以降の改善計画の判断材料となる報告書を作成しました（情報企画委員会）。
- ・弁理士ナビについては、「地域会の地域区分との齟齬の解消」等の昨年度の情報企画委員会報告書に記載の改修項目の改修を実行すると共に、さらに、本年度に行った弁理士ナビ改善に関するアンケートに基づいて、会員の弁理士ナビの利用実態と要望をまとめ、次年度以降の弁理士ナビの改善計画の判断材料となる報告書を作成しました（情報企画委員会）。

1-6 弁理士以外の者が実質的に弁理士法人の経営にタッチできないようにするための措置

弁理士法第39条が、弁理士法人の社員は弁理士に限られる旨を規定していることを実質的に担保するため、弁理士法人が弁理士以外の者から出資を受けることを禁止する旨の確認規定を例規に追加する検討を進めます。これにより、外国資本が支配する事業者が出資して弁理士法人を設立する等、弁

理士以外の者が支配する法人が設立されるおそれを払拭することができます。

[実施機関] 業務対策委員会、総合企画政策委員会、例規委員会

令和6年度

昨年度頂いた意見を踏まえて上記確認規定内容を再検討し、例規に追加するための準備を進めます。

- ・日本弁理士会会則に「出資制限規定」(会則第41条の4)を新設しました(執行役員会)。

2 「組織の強化」のための施策

2-1 事業の棚卸し制度の導入

日本弁理士会が実施する事業を定期的に見直す仕組みを導入することにより、中長期にわたる事業全体をより効率的かつ効果的なものとするため、事業の棚卸し制度を導入する礎を築きます。

[実施機関] 事業棚卸しWG

令和6年度

各附属機関の実施事業について、5月までに評価を実施し、評価結果を各附属機関に報告します。棚卸ルール制度のブラッシュアップを行います。

- ・年度の初めに附属機関に対する事業評価を行い、その評価結果を附属機関にフィードバックしました。更に、各附属機関からいただいたご意見を踏まえて次年度以降の事業棚卸しの評価運用指針のブラッシュアップを行いました(事業棚卸しWG)。

2-2 地域会事業を効果的に推進するためのスキームの拡充

(1) 地域会における意見交換の機会の拡充

本会の執行役員と地域会、及び、必要に応じて地域会同士での意見交換の機会を拡充し、地域知財活性化事業を中心とした地域会事業の全国規模でのより効果的な推進に資するとともに各地域会に共通の課題(例えば地域会事業予算のあり方)の解決に必要な要望を本会に対して効果的に行うことができるスキームを構築します。

[実施機関] 執行役員会、各地域会

令和6年度

引き続き意見交換の機会を拡充し、各地域会に共通の課題の解決に必要な要望を本会に対して効果的に行うことができるスキームを構築します。

- ・各地域会における知財教育事業に関する支援活動の報告会を東海会で実施しました（知的財産支援センター、関東会、関西会、東海会、九州会）。
- ・西日本地域会連携会議を開催しました（関西会、東海会、中国会、四国会、九州会）。
- ・6地域会連携会議を開催しました（北海道会、東北会、北陸会、中国会、四国会、九州会）。
- ・東海会と九州会との間での初めての意見交換会を開催しました。
- ・国際関連の委員会がある地域会と国際活動センターとの間で、意見交換会を行いました（国際活動センター、地域会）。
- ・語る会を開催しました。北海道会と東北会の合同役員会（ウェブ形式）を実施しました（北海道会、東北会）。

（2）地域会活動のより柔軟な運営の推進

各地域会が人事及び予算運営について実施しやすい枠組みづくりを進めます。例えば、日本弁理士会本会との意思疎通を密にすることにより日本弁理士会本会と地域会の役員人事がバッティングしないようになりますこと、予算の執行について緊急を要する場合に他の地域会から中科目間での利用をするという柔軟な運営をすること等の検討をいたします。

〔実施機関〕 執行役員会、各地域会

令和6年度

日本弁理士会本会と地域会の役員人事がバッティングしないようになりますこと、予算の執行について柔軟な運営をすること等の検討を引き続き行います。

- ・日本弁理士会本会と地域会の役員人事がバッティングしないようになりますこと、予算の執行について柔軟な運営をすること等の検討を行いました（執行役員会、各地域会）。

2-3 特許庁と日本弁理士会との連携の強化

(1) 特許庁との会合による連携の強化

日本弁理士会の各組織が、特許庁の対応組織に対して定期的な会合を申し入れることにより、特許庁と日本弁理士会との連携を強化します。これにより、特許庁と日本弁理士会との間でこれまで協力関係を築いてきた国際活動を継続することのほか、新たな活動（知的財産の高揚普及、研究、教育等）を協力して行うための礎を築きます。

〔実施機関〕 執行役員会、各附属機関、各委員会

令和6年度

上記施策を継続して行うとともに、以下の事業を推進していきます。

- ・令和5年度に収集した情報の整理、蓄積、活用方法等の具体策を提案します。
- ・弁理士室との意見交換を定期開催とし、特許庁と日本弁理士会との連携を強化します。

- ・万博イベントの成功のために月に1回のペースで万博に関する調整会議を継続して行いました（2025大阪・関西万博対応委員会）。
- ・特許庁特許審査第三部との意見交換会を行いました（バイオ・ライフサイエンス委員会）。
- ・特許庁商標審判部門との意見交換会を行いました（商標委員会）。
- ・WIPO国際会議への派遣事業に際し、特許庁国際政策課との事前打合せを従来より密に行いました（国際活動センター）。
- ・特許庁企画調査課との意見交換会を行いました（知財プレゼンス向上委員会）。
- ・特許庁広報室との意見交換会を行いました（広報センター）。
- ・特許庁D E & Iチームとの連携を強化しました（D E & I推進委員会）。
- ・弁理士室との意見交換を定期的（原則月1回）に開催しました（執行役員会）。

(2) 審査官・審判官との共同研究の拡充

特許庁主催の審判実務者研究会、INPIT主催の審査応用能力研修などについて、より多くの共同研究が行えるよう特許庁等に提案をします。また、日本弁理士会主催の共同研究を提案し、その際には、審査官等に弁理士の実務を知ってもらえることを含めた研究内容とすることも検討します。

[実施機関] 研修所

令和6年度

令和5年度 INPIT と検討を重ねました。令和6年度は、検討結果に基づき、審査官が使用する機器を利用した会員向けの特許調査の研修を実施する予定です。また、日本弁理士会が保有する e-ラーニングコンテンツと INPIT が保有する研修コンテンツとの相互視聴実現に向けて準備を進めます。

- ・日本弁理士会が所有する e-ラーニングコンテンツと、INPIT が保有する研修コンテンツとの相互視聴実現を一部行いました（研修所）。
- ・審査官が使用する機器を利用した会員向けの特許調査の研修の実施の準備を進めました（研修所）。
- ・特許庁主催の審判実務者研究会に会員を推薦しました（弁理士推薦委員会）。
- ・INPIT 主催の審査応用能力研修（特許/意匠/商標）について会員への参加募集を行い、例年以上の参加数の会員が受講しました（研修所）。

2-4 関係省庁及び関係団体との情報交換、連携強化

（1）発明協会等の関係機関との連携

これまでと同様、情報交換を行うとともに、連携の強化を図ります。

[実施機関] 執行役員会、各地域会、各附属機関、各委員会

令和6年度

引き続き各都道府県の発明協会が開催する発明くふう展などの審査会・表彰式に会員を派遣し、発明協会等との連携の強化を図ります。また、経済産業省、文科省、農水省、内閣府等との連携強化を図ります。

- ・文部科学省や農林水産省に訪問に行き、新たな関係構築の模索を行いました（執行役員会）。
- ・つながる特許庁 in 高知の際に、高知県庁（協定締結済）に訪問に行き、さらに関係構築を進めるように努めました（執行役員会、四国会）。
- ・つながる特許庁 in 佐賀の際に、佐賀県庁（協定締結済）に訪問に行き、さらに関係構築を進めるように努めました（執行役員会、九州会）。
- ・つながる特許庁 in 宮古島の際に、宮古島市役所（協定締結済）に訪問に行き、さらに関係構築を進めるように努めました（執行役員会、九州会）。

- ・J I P Aとの意見交換会・交流会を行いました（バイオ・ライフサイエンス委員会、商標委員会）。
- ・一般社団法人再生医療イノベーションフォーラム（FIRM）との意見交換を行い、FIRM 主催のベンチャー企業向けイベントへ講師派遣しました（バイオ・ライフサイエンス委員会）。
- ・農林水産省との意見交換会を行いました（農林水産知財対応委員会）。
- ・東京税関との意見交換会を行いました（農林水産知財対応委員会）。
- ・経済産業省との意見交換会を行いました（農林水産知財対応委員会、不正競争防止法委員会）。
- ・公正取引委員会との意見交換会を行いました（不正競争防止法委員会）。
- ・内閣府知的財産戦略推進事務局との意見交換会を行いました（著作権委員会）。
- ・東京税関、株式会社 MTG から講師をお招きし、弁理士会会員向けに、輸入差し止め申立て手続きの紹介や実務上の注意点に関する情報共有等を目的としたセミナーを行いました。特許庁国際協力課から宮川様をお招きして特許庁における模倣品対策の取り組み、金・張 法律事務所の李俊瑞弁理士をお招きして韓国における模倣品対策の取り組みについて委員会内で紹介しました（貿易円滑化委員会）。
- ・北海道発明協会からの「地域資源活用型教育支援事業」、「金融機関向け知財活用セミナー」（北海道経済産業局受託事業）において講師派遣を行いました（北海道会）。
- ・令和 6 年度北海道地方発明表彰式（帯広）へ出席しました（北海道会）。
- ・世界税関機構（WCO）の偽造品・海賊版対策グループ（CAP）会合への代表派遣と WCO 本部との意見交換、欧州特許庁（EPO）の SACEPO（欧州特許庁諮問委員会）での欧州制度に関する改善要望の伝達、米国特許商標庁（USPTO）とのユーザー会合（IP-PAC）に参加し日本のユーザーからの意見書の提出、欧州連合知的財産庁（EUIPO）と日本の意匠・商標の欧州での保護の強化に関する意見交換、ソウルジャパンクラブ（SJC）に日本の要望事項を提出すること、などを行いました（国際活動センター）。
- ・標準化活動への弁理士の関与を深めるための活動（会則改正、StanDirectory への登録弁理士の選定運用等）について、経済産業省と連携しました（産業標準委員会、知財・標準化一体的活用検討WG、総合企画政策委員会）。
- ・特許庁 D E & I チーム及び J I P A D E & I S o c i e t y

WGとの三者意見交換会を実施し、立場を越えて知財業界においてD E & I推進のため何ができるかを議論しました。（D E & I推進委員会）

（2）各自治体との支援協定締結の推進

日本弁理士会との支援協定が締結されていない自治体との支援協定の新たな締結を目指します。まずは、支援協定締結の実績が比較的少ない北陸地域を重点地域として協定締結を働きかけます。また、すでに日本弁理士会との支援協定が締結されている自治体については、支援の実体が各地域会にあることから、各地域会との支援協定の締結をも推進していきます。さらに、各自治体との支援協定には、各自治体に所在する大学院・大学・高専にも加わってもらえるための礎を築きます。

[実施機関] 執行役員会、各地域会、知的財産経営センター

令和6年度

令和5年度、地方自治体以外との協定締結にも活用できるよう「支援協定に関するガイドライン（新ガイドライン）」の内容を変更しました。また、地域会に支援協定を締結する際の手順等を理解いただくため、地域会役員等を集めた説明会を開催しました。令和6年度は、新ガイドラインに基づいて、各地域会と地方自治体等との支援協定の締結を推進していきます。

- ・文部科学省や農林水産省に訪問に行き、新たな関係構築の模索を行いました（執行役員会）。
- ・つながる特許庁 in 高知の際に、高知県庁（協定締結済）に訪問に行き、さらに関係構築を進めるように努めました（執行役員会、四国会）。
- ・つながる特許庁 in 佐賀の際に、佐賀県庁（協定締結済）に訪問に行き、さらに関係構築を進めるように努めました（執行役員会、九州会）。
- ・つながる特許庁 in 宮古島の際に、宮古島市役所（協定締結済）に訪問に行き、さらに関係構築を進めるように努めました（執行役員会、九州会）。

（3）経済産業局等と地域会との協力体制の構築

各自治体のみならず、各地方の経済産業局等との協力体制の構築を地域会の事業として行うことを目指します。具体的には、各経済産業局等の予算編成期に合わせて知財関連事業の提案などを行うことで、次年度の協力事業と

その予算を確保していただき、地域会の事業として、中小企業の支援事業を展開することを目指します。

[実施機関] 執行役員会、各地域会

令和6年度

上記施策を継続して行うとともに、以下の事業を推進していきます。

令和6年度から開催地域が6箇所から9箇所に拡大される特許庁「つながる特許庁」へ協力します。

- ・つながる特許庁 in 高知への協力をし、交流会を開催しました（執行役員会、知的財産経営センター、四国会）。
- ・つながる特許庁 in 佐賀への協力をし、交流会を開催しました（執行役員会、知的財産経営センター、九州会）
- ・つながる特許庁 in 宮古島への協力をし、交流会を開催しました（執行役員会、知的財産経営センター、九州会）。
- ・つながる特許庁 in 関西への協力をし、交流会を開催しました（執行役員会、知的財産経営センター、関西会）
- ・つながる特許庁 in 松江への協力をし、交流会を開催しました（執行役員会、知的財産経営センター、中国会）
- ・つながる特許庁 in 盛岡への協力をし、交流会を開催しました（執行役員会、知的財産経営センター、東北会）
- ・つながる特許庁 in 大垣への協力をし、交流会を開催しました（執行役員会、知的財産経営センター、東海会）
- ・つながる特許庁 in 甲府への協力をし、交流会を開催しました（執行役員会、知的財産経営センター、関東会）。
- ・特許庁、北海道経済産業局主催の「つながる特許庁 in 札幌」へ、パネリスト兼モデレータを派遣しました（北海道会）。

2-5 情報収集・分析を実施する仕組みづくり

弁理士及び知的財産等に関する内外の情報を日本弁理士会として収集し、収集した情報資産を分析しつつ次の執行役員会に承継する仕組みをつくります。まずは、会長室を中心として情報収集・分析機関を新設し、他士業の状況（有資格者を会務の常設役員としていること等）を調査することから始めます。

[実施機関] 執行役員会、会長室、国際活動センター

令和6年度

令和5年度会長室員により実施された生成AIに関する情報の収集・分析を、組織として活動するためのWGを設置しました。令和6年度は、設置したWGで、AIの利活用に関するガイドライン策定に向けて準備を進めます。

- ・海外の諸団体との接触の場において、海外での生成AIの利活用、農水知財の保護、中小企業支援、出願増加の要因などに関する情報の収集を行いました（国際活動センター）。
- ・生成AIについて収集した情報を収集・分析し、AIの利活用に関するガイドラインとユースケースを策定し、会員向け研修を開催しました（AIツール利活用ガイドライン作成WG）。

2-6 組織内弁理士（企業内弁理士を含む）の活躍フィールドの拡充

（1）組織内弁理士の声を聞く仕組みの整備

組織内弁理士が、弁理士制度、日本弁理士会に対して何を考え、何を望んでいるか等、組織内弁理士の声を聞く仕組みを整備します。そのうえで、日本弁理士会が行うことができるることを検討し、必要に応じて実施します。

〔実施機関〕 研修所、知財プレゼンス向上委員会

令和6年度

令和5年度に行った、組織内弁理士の声（アンケート結果）に基づいて、組織内弁理士の声を聞くための具体策を提案します。

- ・組織内弁理士の声を聞くための具体策を提案するために、近年の組織内弁理士と事務所弁理士の間の、異動の状況の分析を進めました（知財プレゼンス向上委員会）。

（2）組織内弁理士向けの研修の拡充

組織内弁理士の声を聴いたうえで、必要に応じて、例えばコーポレートガバナンスコード、大学ガバナンスコード関係など、組織内弁理士が求める研修を実施します。

〔実施機関〕 研修所、知財プレゼンス向上委員会

令和6年度

令和5年度に行った、組織内弁理士との会合で出た意見、研修会でのアンケートに基づいて、組織内弁理士が求める研修の具体策を提案します。

- ・組織内弁理士が求める研修の具体策の提案を行いました（知財プレゼンス向上委員会）。

（3）組織内弁理士のセカンドキャリアの把握

組織内弁理士のセカンドキャリアの実態、及びセカンドキャリアに必要となるスキルを把握し、必要に応じてセカンドキャリアに関する情報を開示します。

〔実施機関〕 知財プレゼンス向上委員会

令和6年度

令和5年度に行った、組織内弁理士協会との会合で出た意見に基づいて、セカンドキャリアに必要な情報を開示します。

- ・組織内弁理士のセカンドキャリアの実態をより明確に把握するため、年齢を含めた組織内弁理士のキャリアの分析を進めました（知財プレゼンス向上委員会）。

3 「人材の育成・強化」のための施策

3-1 信頼されるプロフェッショナルとしての弁理士の育成

（1）ディスカッション型の研修の拡充

コア業務・標榜業務を問わず、また有償・無償を問わず、少人数の会員同士がディスカッションをしながら解を導いてゆく会員研修を充実させます。具体的には、A I 関連発明等の特定技術分野における特許請求の範囲の記載、特許権侵害訴訟で争われた明細書の検討、具体的な物を題材にした知財ミックスの提案等を想定しています。

〔実施機関〕 研修所、知的財産経営センター、各地域会

令和6年度

上記施策を継続して行います。令和6年5月に「A I 時代の新たな明細書作成法「スマートドラフティング」」の研修を実施する予定です。令和5年度、意匠委員会と共同で座談会形式の研修を開催しました。令和5年度に実行できなかった地域会については令和6年度に開催予定です。

- ・知財経営コンサル支援が行える弁理士の育成を目的として、「JPAA 知財経営コンサル育成プログラム」のワークショップ形式の研修を関東（2回）、東海（2回）、関西（2回）、オンライン（4回）開催しました。（知財経営センター）
- ・意匠委員会が特許庁意匠課長を招聘して行う座談会を昨年に引き続き4地域（北海道、東海、関西、四国）にて実施しました。（意匠委員会、各地域会）
- ・「AI 時代の新たな明細書作成法「スマートドラフティング」」の研修を実施しました。（研修所）
- ・能力担保研修で使用する映像教材の改定が完了しました。（研修所）

（2）業務を支援するための仕組みづくり

日本弁理士会には、電子フォーラムなどに、業務に役立つ多くの優れたコンテンツが眠っています。このコンテンツを利用しやすくなる環境を整備することにより、弁理士の業務支援体制を前進させます。まずは、コンテンツの洗い出し、整理を行い、例えば、「弁理士業務標準」に記述された手続をキーとした紐付けを行うことにより、「弁理士業務標準」に記述された手続から、これらのコンテンツにアクセスできる環境を整備するための礎をつくります。

[実施機関] 会長室、情報企画委員会、弁理士ナビ検討WG

令和6年度

令和5年度に改訂し発行した、「弁理士業務標準第16版」の会員周知を引き続き行います。また、弁理士電子フォーラム、弁理士ナビの改訂に向けた具体的な提案を行います。

- ・弁理士ナビについて、昨年度指摘された改修を実施すると共に、あらためて『弁理士ナビ』の改善に関するアンケート調査を行い、アンケート結果に基づくあらたな改善点をまとめました（情報企画委員会）。

（3）ダイバーシティ推進、広告ガイドラインの周知徹底、マナー講習、ハラスメント対策等の広報及び研修の実施

ダイバーシティの推進、広告ガイドラインの明確化、マナー講習、ハラスメント対策等、会員への継続的な周知活動及び研修を実施します。特に、ダイバーシティの推進については、“D”（ダイバーシティ：多様性）のみでは

なく、“I”（インクルージョン：受け入れて活かすこと）についても重要な事項であると受け止め、多様な人材が、組織において尊重され、能力を発揮できる環境づくりの構築を目指します。

〔実施機関〕 研修所、DE&I 推進委員会、コンプライアンス委員会、会長室

令和6年度

「ダイバーシティ：多様性」、及び「インクルージョン：包摂性」に、「エクイティ：公平／公正性」といった考えを更に加え、多様な人材が、組織において尊重され、能力を発揮できる環境づくりの構築を引き続き行います。

- ・特許庁／日本弁理士会／一般社団法人日本知的財産協会の三者共催イベント「Women in IP meet up」イベントを開催し、多様な人材が組織において能力を発揮されるように啓蒙を進めました。（DE & I 推進委員会）。
- ・ハラスメントなどのコンプライアンスに関し、執行役員及びコンプライアンス委員会委員への研修を行い、会長室との連携によるマニュアルの改訂と新設、研修所との連携による研修所内の新設 PT 化を通じた倫理研修の見直し検討、業務対策委員会との連携による広告に関するWGを通じた監視・指導の仕組化の検討などを各地域会からも意見を求めながら進めました（コンプライアンス委員会）。
- ・DE & I の取り組みをまとめたHPを作成しました（DE & I 推進委員会）。
- ・継続研修「知財分野におけるDE & I 推進の動向」を実施致しました（DE & I 推進委員会）。
- ・企業内弁理士のダイバーシティについての交流会を実施しました（DE & I 推進委員会）。
- ・WIPO主催「第1回知財とイノベーションにおけるジェンダーと多様性の改善に関するグローバルリサーチ専門家会合」に招待され、弁理士における現状や課題を把握するための、全会員を対象として実施したアンケート調査報告書に関する研究発表を行いました（DE & I 推進委員会）。

3－2 知財立国を担う未来の弁理士人材の組織的育成

(1) 大学院生、大学生、高専生に対する広報

大学院生、大学生、高専生、特に就職活動中の学生に対し、弁理士業務の内容や、弁理士業務にやりがいがあり夢があることの広報活動を強化する施策を実施し、若い弁理士受験生を増加させることができる体制を築きます。

[実施機関] 広報センター、知的財産支援センター、各地域会

令和6年度

国立高専機構が開催しているコンテスト（ロボコンを含む）の中で優秀な作品の中から、支援センターで発明を抽出（発掘）して特許出願支援を行う事業をスタートします。

- ・国立高専機構が開催しているコンテスト（ロボコンを含む）の中で優秀な作品の中から、支援センターで発明を抽出（発掘）して特許出願支援を行う事業を年度前半にトライアルで開始し、年度後半には本格的な事業として準備・実施を進めました（知的財産支援センター）。
- ・一般社団法人日本知的財産協会（JIPA）と連携して、東北大学において、企業の知財部と弁理士についてのキャリア教育事業を試験的に行いました（執行役員会）。
- ・苫小牧地域産学官金連携2024年度実行委員会において定期総会に出席しました（北海道会）。

(2) 未就学児、小学生に対するキッザニアでの広報

地域会の協力を得ながら、現在あるキッザニア（職業体験施設）に特許事務所パビリオンを再登場させ、また新たにオープンするキッザニアにも特許事務所パビリオンを登場させることを、特許庁との連携も含めて検討します。

[実施機関] 広報センター、各地域会

令和6年度

キッザニア福岡、キッザニア甲子園での弁理士ウイークの実施を予定しています。キッザニアの通年出展実現に向けた検討を進めます。

- ・7月にキッザニア福岡、3月にキッザニア甲子園で弁理士ウイークの実施を行い、キッザニアの通年出展検討に向けた検討を進めました（広報センター）。

(3) 弁理士のプレゼンテーション能力、コミュニケーション能力の向上支援

弁理士の業務にとって、プレゼンテーション能力、コミュニケーション能力は不可欠であるため、これらの能力を向上するための支援を強化します。また、これらの能力の支援強化は、個々人による語学力の修得と相俟って、グローバルな人材の育成にも繋がることが期待されます。

[実施機関] 研修所

令和6年度

プレゼンテーションスキル及びコミュニケーションスキルを習得するための研修を継続的に実施するための準備を進めます。また、実践形式の研修の開催に向けた準備を進めます。

- ・プレゼンテーションスキルおよびコミュニケーションスキルを習得するための研修を実施しました（研修所）。
- ・インタビュー術（東京2回、大阪2回）、マーケティングスキル研修（東京3回）、知財人材育成研修（2回）を実施しました（研修所）。

（4）弁理士同士のコミュニケーション機会の確保

地域会で既に行われている弁理士同士のコミュニケーション活動を参考にしつつ、若手とベテランや、組織内弁理士と事務所弁理士など、弁理士会員同士のコミュニケーションを活発化させる機会を提供します。

[実施機関] 執行役員会、各地域会

令和6年度

令和5年度、附属機関及び委員会において懇親会の開催を推奨し、実行しました。また、各地域会において、賀詞交換会等の実施を推奨し、実行しました。令和6年度も引き続き、弁理士会員同士のコミュニケーションを活発化させる機会を提供します。

- ・神奈川県、埼玉県、千葉県、栃木県、茨城県にて賀詞交換会を実施しました（関東会）。
- ・1月31日に関西会設立40周年記念事業を行いました（関西会）。
- ・1月31日に知財フォーラム・賀詞交換会を開催しました（四国会）。
- ・那覇、石垣島、宮古島、熊本、大分、長崎で交流会を開催しました（九州会）。

（5）弁理士未登録者の現状の把握

弁理士登録前の実務修習の受講者にアンケート（連絡先、登録時に希望する支援内容等）を実施するとともに、後日、実務修習を受講したもの登録をしていない弁理士未登録者にアンケート（未登録理由等）を実施することにより、弁理士未登録者の現状を把握し、その現状に応じて若手弁理士の割合を増加するための施策を検討します。

〔実施機関〕 執行役員会

令和6年度

アンケート結果に基づいて、具体策を提案します。

- ・実務修習修了式（東京会場）後に組織説明会を行い、修了式出席者へのアンケートを実施しました（会員活動活性化WG）。

（6）福利厚生制度の充実等、弁理士の職務環境の整備

日本弁理士協同組合や弁理士企業年金基金等と連携して福利厚生制度のさらなる充実を図るなど、弁理士の職務環境を整備することにより、弁理士人材の流入を促し、流出を抑えます。

〔実施機関〕 執行役員会

令和6年度

令和5年度、日本弁理士協同組合と、弁理士の職務環境の整備について協議をしました。令和5年度の協議結果に基づいて、具体策を提案します。

- ・日本弁理士協同組合、弁理士企業年金基金と意見交換を行いました（執行役員会）。

3－3 日本弁理士会の会務への多様な人材の参加を促進する環境づくり

（1）委員会活動等の広報

日本弁理士会の全会員のうち15%に満たない会員が委員会等の会務を運営しているという現状に鑑み、より多くの会員が会務に積極的に参加できる環境づくりを進めます。具体的には、日本弁理士会会務の中における委員会活動の意義、委員会活動の重要性、委員会活動の内容等につき、弁理士登録直後の会員を含め、広く会員に広報する仕組みをつくります。また、委員会等へのオブザーバ参加制度、知財創造教育やイベント等への体験参加制度、その他、委員会等への参加を促進する方策を模索します。

〔実施機関〕 執行役員会、各附属機関、各委員会、会員活動活性化WG

令和6年度

全ての会員が会務活動若しくはそれに準じた社会貢献を行う弁理士業界の実現に向け検討します。具体的には、社会貢献への参加を会員に促すための制度について、検討を行います。各委員会等への委嘱事項として「他の委員会、附属機関、各地域会、及びWGでの検討・活動への協力」を委嘱し、委員会間の協力体制を強化します。

- ・会務に積極的に参加できる環境づくりを進めるため、会務経験ない又は少ない会員を対象として、附属機関や委員会等を紹介するイベントをウェブ形式で開催しました（会員活動活性化WG）。
- ・ポイント制に関する検討を行いました（総合企画政策委員会）。
- ・会員には会務運営への参加義務があることを会員へ周知するため、附属機関及び委員会の委員公募に際し、『会員は、本会の会務運営に積極的に参加するよう努めなければならない。』（会則第40条第3項）を追記しました（次年度人事検討委員会、執行役員会）。

（2）多様な人材の委員会等での活動支援

多様な人材が、組織において尊重され、能力を発揮できる環境をつくることにより、弁理士を目指す優秀かつ多様な人材を増やす礎を築きます。

[実施機関] DE&I 推進委員会

令和6年度

令和5年度の答申書に基づいて、具体策を提案します。女性会員の比率の数値目標化、人事研修的な部署を作る施策等について、引き続き検討します。

- ・これまでに検討を行った施策の浸透を目的とするため、DE&Iについての勉強会の資料をまとめました（DE&I 推進委員会）。
- ・日本弁理士会が多様な会員を受容するために必要な施策として、ロードマップ案を作成しました（DE&I 推進委員会）。
- ・日本弁理士会が多様な会員を受容するために必要な施策として、包括的なDE&I 推進計画案を作成しました（DE&I 推進委員会）。
- ・DE&I の関連法規と外部機関の取り組みに関する資料を作成しました（DE&I 推進委員会）。

（3）若手弁理士の委員会等での活動支援

会務経験の少ない若手弁理士（年齢が若い弁理士または登録年数が短い弁

理士) が多い現状を検証するため、執行役員が若手弁理士の意見を聴く仕組みをつくり、その結果を踏まえ必要に応じて、会務経験の少ない弁理士がより参加しやすい委員会の創設を検討します。また、若手弁理士による委員会等の活動をベテラン弁理士がサポートする仕組みの礎を築きます。

[実施機関] 執行役員会、会員活動活性化WG、各附属機関、各委員会

令和6年度

令和5年度、委員会に所属している会員やいくつの委員会を兼務しているか等の現状を調査するとともに、参加しやすい開催日程や参加形態等を検討しました。令和6年度、令和5年度の調査、検討結果に基づいて、具体的な提案を行います。

- ・附属機関や委員会等に参加しやすい開催日程や参加形態等を検討してその結果を報告書として提出しました（会員活動活性化WG）。

以上